吉野町庁舎整備基本計画策定業務プロポーザル評価選定委員会設置要領

（設置）

第１条　吉野町庁舎整備基本計画策定業務委託に係る公募型プロポーザルの実施にあたり、委託事業者を厳正かつ公平に選定するため、吉野町庁舎整備基本計画策定業務プロポーザル評価選定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

(1)　企画提案書等及びプレゼンテーションの評価

(2)　委託事業者の選定

(3)　その他委託事業者の選定に関し必要と認める事項

（組織）

第３条　委員会は、次に掲げる者を委員として組織する。

(1)　副町長

(2)　総務課長

(3)　暮らし環境整備課長

(4)　学識経験者

(5)　その他町長が必要と認める者

２　前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は、副町長をもって充てる。

３　副委員長は、総務課長をもって充てる。

４　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠け

たときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

３　委員会は、会議のため必要があると認めるときは、関係職員その他関係者を出席させ、当該職員等から意見を徴し、又は当該職員等に対して必要な資料の提出を求めることができる。

（会議の非公開）

第６条　委員会の会議は、非公開とする。

（委員の報酬及び費用弁償）

第７条　委員（町の職員である委員を除く。）が会議の職務に従事したときは、出席１回につき8,000円の謝金を支給する。

２　委員（町の職員である委員を除く。）が委員会の職務を行うために、会議に出席したときは、費用弁償として旅費を支給するものとし、支給については、吉野町の一般職の職員の旅費に関する条例（令和８年吉野町条例第７号）の規定の例による。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、町長公室において処理する。

（委任）

第９条　この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この要領は、公布の日から施行する。